軽自動車税(種別割)納税通知書を送付

軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日㈮です。納税通知書は5月上旬に発送予定です。5月中旬までに届かない場合は税制課までお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車(二輪、三輪、四輪以上)、二輪小型自動車の4月1日現在の所有者などに課税されます。月割制度がなく、4月2日以降に譲渡や廃車をされても年税額を全額納めていただきます。

◎身体障害者手帳などをお持ちの人で要件を満たす場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けられます。ただし、1人1台に限り、他の軽自動車や普通自動車で減免されている場合は受けられません。新たに申請する人は、5月31日㈮までに手続きをしてください。障がいの程度など条件により減免できない場合もありますので、詳細はお問い合わせください。

問 税制課☎265-3908

自動車税(種別割)の納期限は5/31㈮

必ず納期限までに納めましょう。詳細は納税通知書(5月7日㈫発送)をご覧ください。

問 岐阜県自動車税事務所☎279-3781

市税・国民健康保険料平日夜間・休日納付相談窓口を開設

◆平日夜間 5月2日・9日・16日・23日・30日の各㈭午後5時30分～8時

◆休日 5月5日・12日・19日・26日の各㈰午前10時～午後3時

◆持ち物 納税通知書または保険料納入通知書、本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)

◆場所・問 納税課(市庁舎3階・☎214-2098)

マイナンバーカード休日窓口を開設(申請・交付・更新手続きなど)

◆日時 5月5日㈰(祝)・25日㈯の午前9時15分～正午

◆場所 市民課(市庁舎1階)および各事務所(市内7カ所)

※原則予約制

◎詳細は、市ホームページ(HP 1016726)に掲載。

問 市民課☎214-7553

成年後見制度に関する相談会(司法書士)

◆日時 5月21日㈫午後1時30分～3時(1件あたり20分以内)

◆場所 高齢福祉課相談室(市庁舎1階) ◆相談内容 相続、遺言などの法律関係 ◆相談料 無料 ◆申込・問 5月17日㈮までの開庁日時に電話で成年後見センター☎269-5501へ。申込者多数の場合は希望に添えない場合あり。

がけ崩れや土砂流出による災害の防止を

●5月は「宅地防災月間」

宅地防災に対する意識の向上・普及を目的に、梅雨の時期を控えた5月を「宅地防災月間」と定め、注意を促しています。ご家庭でも、次の点について自宅周辺を点検し、該当する場合は適切な処置をしてください。

①石垣・擁壁(ようへき)に亀裂などが入っていたり、割れ目から地下水がしみ出している
②石垣・擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていない
③地盤が沈下している
④排水のための溝に泥などがつまっている

◎点検方法など、詳細は国土交通省または市ホームページ(HP 1008112)をご覧ください。

問 建築指導課☎214-4509

令和7年国勢調査第3次試験調査にご協力を

6月19日㈬を調査期日として、試験調査が実施されます。国勢調査の実施に先立ち、調査方法・事務などの最終的な検証を行うための、国の統計調査です。

市では、市内10調査区約500世帯を対象に実施します。調査票は、オンラインまたは郵送などで提出していただきます。調査員は「調査員証」を携行していますので、ご自宅に伺った際は、ご協力をお願いします。

問 統計分析課☎264-7652

難病への理解を

平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立したことを記念して、日本難病・疾病団体協議会により、5月23日は「難病の日」に登録されています。

難病は、人口の一定の割合で発症するといわれており、決して特別なものではありません。あなたの身近な人が難病で治療しているかもしれません。この日をきっかけに、難病や難病の患者について理解を深めましょう。

問 保健所地域保健課☎252-7191

「5・3・0(ごみゼロ)運動」にご参加を

市では、清潔で美しく快適なまちづくりを実現するため、5月30日を「環境美化の日」と定めています。この日を中心に、市内各地域で市民一斉清掃が実施されますので、ぜひご参加ください。また、普段からごみをポイ捨てしたり、ペットのふんを放置することのないようご協力をお願いします。

問 資源循環課☎214-2178

自転車盗難防止の対策を

市内では、駅周辺における自転車盗難被害が目立ちます。大切な自転車を盗まれないよう、次の対策をしてください。また、不審な人を見かけたら、警察への通報をお願いします。

①すぐ戻る場合も必ず鍵をかける
②備え付けの鍵のほか、ワイヤー錠をするなど、二重三重に鍵をかけ、盗まれにくくする
③防犯カメラが設置されているなど、できる限り管理された駐輪場を利用する

問 市内各警察署、代表:岐阜中警察署☎263-0110

悪質商法被害防止の心得

●5月は「消費者月間」

最近では、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)やネット広告を利用するなど、悪質商法の手口が巧妙になっています。被害に遭わないために、次の点を心得ましょう。

①「もうかります」そんな言葉にご用心
②何の用?しっかり聞こう「身分と用件」
③迷ったら、1人で決めず、まず相談
④簡単に契約書類に署名、押印しない

問 岐阜県警察本部生活環境課☎271-2424

青い鳥郵便葉書(はがき)を無償配布

◆対象者 重度の身体障がいがある人(身体障害者手帳1級・2級)または重度の知的障がいがある人(療育手帳A・A1・A2)

◆配布内容 通常郵便葉書・1人20枚 ◆申込 5月31日㈮までに各手帳を持参の上、最寄りの郵便局へ。申込書の郵送も可。

◎詳細は、日本郵便㈱ホームページに掲載。

問 日本郵便㈱お客様サービス相談センター☎0120(23)2886

地震に備え 事前の対策をしましょう

令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、石川県を中心に甚大な被害をもたらしました。

南海トラフ地震が、今後30年以内に70%以上の確率で発生するといわれています。岐阜市の最大震度は6強になると想定されており、大きな被害を受ける可能性があります。家庭でできる地震対策を行うことで、地震が発生した際の被害を抑え、命を守ることにつながります。

寝室の家具固定を実施 無料

◆対象者 次のいずれかを満たす人 ①高齢者(65歳以上)のみの世帯 ②要介護認定者 ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている

◆対象となる家具 寝室に設置された家具(家電製品を除く)
※1世帯につき2点まで

◆申込・問 5月7日㈫～12月27日㈮に市ホームページの申込フォームまたは申請書を郵送もしくは開庁日時に直接**都市防災政策課**(〒500-8701司町40－1市庁舎6階・☎267－4763)へ。申請書は同課、各事務所・コミュニティセンター・公民館・地域包括支援センター・老人福祉センターで入手可。

HP 1001350

木造住宅無料耐震診断・耐震改修工事の費用補助などを受け付け

❶木造住宅無料耐震診断を行います 診断無料

◆対象 昭和56年5月31日以前着工の一戸建て木造住宅(一戸建て木造住宅以外は一部補助) ※本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)と家屋の課税明細書が必要

◆受付予定数 220戸

❷木造住宅耐震改修工事の費用を補助

補助上限額を約2倍に拡充(令和5年度比)

◆対象 昭和56年5月31日以前着工の木造住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満かつ岐阜県木造住宅耐震相談士が設計・監理する工事

◆補助金額 上限200万円(要件による) ※申請前に事前相談が必要

◆受付予定数 15戸

❸ブロック塀等撤去費を補助

◆対象 道路または避難地に面する、高さ60㎝以上かつ長さ1m以上のブロック塀、石鳥居、石灯籠など

◆補助金額 上限30万円(要件による) ※申請前に事前相談が必要

◆受付予定数 90件

【共通】◆申請方法・問 5月7日㈫～10月31日㈭に市ホームページの申込フォームまたは開庁日時に直接**建築指導課**(〒500-8701司町40－1市庁舎17階・☎265－3904)へ。予算額に達した時点で受け付け終了(同日受け付けは後日抽選)。

HP 1002463

ブロック塀の点検を

地震時にブロック塀が倒壊する恐れがないか、チェックポイントを参考に点検をしましょう。点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示や補修、撤去などの対応をお願いします。

◎詳細は、市ホームページ(HP 1002457)に掲載。

《チェックポイント》

次の項目でブロック塀を点検し、不適合項目がある場合は建築士などの専門家へ相談してください。

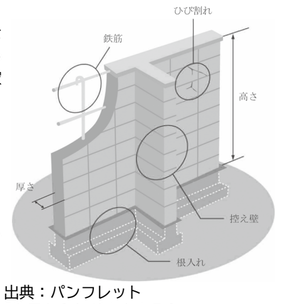

出典:パンフレット
「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1より一部改

□ 1 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か

□ 2 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10㎝以上か(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15㎝以上)

□ 3 控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか

□ 4 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか

□ 5 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか

□ 6 塀に鉄筋は入っているか
<専門家に相談しましょう>
・塀の中に直径9㎜以上の鉄筋が縦横とも80㎝間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか
・基礎の根入れ深さは30㎝以上か(塀の高さが1.2m超の場合)

問 建築指導課☎265－3904

令和6年度「国民年金学生納付特例」の新規・継続の申請はお済みですか？

国民年金制度では、本人の所得が一定額以下の学生を対象に、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を設けています。承認期間は、申請年度の4月から翌年3月までの1年間です。新規の申請のほか、今年度も継続を希望される場合は、申請が必要です。なお、承認期間は老齢年金や障害年金の受給に必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、10年以内であれば保険料を追納することができます。

※過去の学生納付特例制度もさかのぼって申請できます(最大で2年1か月分)。

◆申請先 国保・年金課と各事務所＝午前9時30分～午後4時15分、岐阜北年金事務所＝平日の午前8時30分～午後5時15分

◆持ち物 年金手帳(もしくは基礎年金番号通知書)、在学期間がわかる学生証の表裏の写しまたは証明書(原本)

- 代理申請の場合＝委任状および代理人の本人確認書類
- 離職者の場合＝雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など

※マイナポータルから電子申請も可。

◎詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

問 **国保・年金課(〒500-8701司町40－1市庁舎1階・☎214－2086)、岐阜北年金事務所(大福町3－10－1・☎294－6364〈自動音声案内に従って「2」→「2」の順に番号を押してください〉)**

令和6年度の国民年金保険料が決まりました

令和6年度(4月～来年3月分)の国民年金保険料は、**月額16,980円**に決まりました。

納付期限(翌月末日)までに納めましょう。納付方法は、納付書による現金納付、口座振替、クレジットカード納付があります。

▼口座振替
◆申込先 希望の金融機関または岐阜北年金事務所
◆持ち物 納付書または年金手帳(もしくは基礎年金番号通知書)、通帳、金融機関届出印

▼クレジットカード納付
◆申込先 岐阜北年金事務所
◆持ち物 納付書または年金手帳(もしくは基礎年金番号通知書)、クレジットカード

●前納すると割引があります
◎詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

問 **岐阜北年金事務所☎294－6364〈自動音声案内に従って「2」→「2」の順に番号を押してください〉**

県外から新卒人材の採用活動を行う事業者を支援 ～新卒人材採用ブランディング補助金～

◆対象者 次に掲げる要件を全て満たす市内に本社を有する中小企業者
①採用ブランディングに関する計画を策定
②県が運営する「ジンチャレ！求人ぎふ」に求人を掲載 ③市税の滞納がない

◆補助金額 対象経費の2分の1 ※上限50万(1回限り)

◆申込・問 12月27日㈮(必着)までに申請書類を郵送または開庁日時に直接**労働雇用課(〒500-8701司町40－1市庁舎13階・☎214－2358)**へ。※事前相談が必要。

◎詳細は、市ホームページ(HP 1023136)に掲載。

子ども用車椅子を使用する人へ温かい配慮を

病気や障がいが理由で、子ども用車椅子を使用しないと移動できない子どもがいます。子ども用車椅子は、公共交通機関利用時や混雑した場所でも折りたたむことは容易ではなく、また重量があり持ち上げることが困難です。

外観からベビーカーと誤認されやすいため、周囲の皆さんのご理解と、温かい配慮をお願いします。

問 **障がい福祉課☎214－2135**

所得上限超過のため児童手当の認定を受けていない人へ 児童手当・特例給付認定請求のご案内

令和5年中の所得が所得上限限度額(市ホームページ(HP 1003572)に掲載)を下回る場合、児童手当・特例給付認定請求が必要です。

※公務員は所属庁で申請

◆請求方法・問 5月1日㈬～31日㈮(必着)の開庁日時に請求書を**子ども支援課(〒500-8701司町40－1市庁舎2階・☎214－2146)**または**各事務所**へ。**子ども支援課**へは郵送も可。期限外でも市町村からの住民税の通知書などにより、所得上限額を下回ることとなった事実を知った日の翌日から15日以内であれば請求できます。

※すでに児童手当・特例給付の支給がある人は請求不要。

※令和6年10月分から児童手当の制度改正(所得制限撤廃、支給対象を高校生まで拡充、第3子以降の増額など)が予定されています。制度の詳細が決定後、ご案内します。

【ページ番号検索】市ホームページには「ページ番号検索」機能があります。7桁の番号を入力すると直接該当ページにアクセスできます。(掲載例:HP 1234567)